

令和6年度善通寺市特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル仕様書

1 業務名

令和6年度善通寺市特定健康診査受診勧奨業務

2 業務概要

(1) 目的

善通寺市国民健康保険では、被保険者の健康の保持増進及び医療費の適正化を推進するため、「第3期データヘルス計画」を策定し、保健事業を実施している。

その中でも特定健康診査受診率の向上は重要な課題として位置づけられているが、善通寺市（以下「本市」という。）の令和4年度の特定健康診査受診率は40.9%であり、国の設定する目標値（60%）との乖離は大きい。この課題を解決し、目標値を達成するために、過去の特定健診結果やレセプト情報を用いて分析を行い、対象者にあった効果的かつ効率的な方法で受診勧奨を実施するものとする。

(参考) 平成30年度から令和4年度までの本市における特定健康診査受診状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者(人)	4,828	4,721	4,694	4,523	4,262
受診者(人)	2,063	2,064	1,796	1,832	1,744
受診率(%)	42.7	43.7	38.3	40.5	40.9

(2) 勧奨対象者

対象者数 約3,000人

受診対象者のうち未受診者を対象者として勧奨を行う。

上記目的に照らし、受託者が対象者を抽出する。なお、抽出方法は事前に本市の了解を得ること。

(3) 勧奨方法

詳細は、下記「4 業務内容(2) 勧奨事業の実施」で示すとおりとするが、今回のプロポーザルにおける企画提案に基づいて仕様の決定を行うものであるため、最も効果

的で効率的であると提案者が考える方法であれば、これ以外の別の方法を提案してもよい。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 事業計画の作成

契約締結後速やかに事業計画を作成し、本市の了解を得ること。

計画は企画提案した内容に基づくものとし、受診勧奨の実施時期、本市からのデータ提供希望内容及び時期など詳細なスケジュールを記載すること。

(2) 勧奨事業の実施

勧奨方法及び対象者の抽出方法を本市に提示し、本市の了解を得る。その後、本市が抽出した対象者データを受領し、受診勧奨を実施する。なお、本市から除外対象者が示された場合は、その者は対象から除外すること。

ア 勧奨実施方法について

(ア) 文書による勧奨を実施する場合

- a 発送時期・件数等の決定にあたっては、あらかじめ本市と協議すること。
- b 対象者の属性等に応じ内容を変えるなど、効果的な通知内容とすること。
- c 通知物の印刷、封入・封緘業務は受託者が実施する。送付先の郵便番号、宛先、宛名は、本市が提供する情報をもとに受託者が印刷する。
- d 属性等による対象者の区分方法及び各区分への通知内容について、事前に本市の了解を得ること。また、作成前に校正の確認を行い、本市の要望に応じて修正に対応すること。
- e 各区分の対象者リストを作成し、本市に提出すること。
- f 対象者には入院中の者や定期的に通院し特定健診と同等の検査を受けている者も多いため、そういった者が不快に感じることを無い通知内容とすること。
- g 通知の送付については、送付先の誤り等が無いよう個人情報保護について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。
- h 封書による場合、封筒の作製費用も本委託の契約金額に含むものとし、上記 d 記載の通知内容と同様、校正の確認を行うものとする。
- i 送付に係る経費についても、本委託の契約金額に含むものとする。

(イ) 電話による勧奨を実施する場合

- a 業務フロー・応対スクリプト・市への連絡方法・応対結果区分等を記載したマニュアルを作成し、事前に本市の了解を得ること。
- b 発信番号は当該業務専用の番号とし、着信時に表示されるように設定すること。
- c 架電業務で使用する電話番号については、使用する番号については事前に本市に届出を行うこと。
- d 架電業務の実施場所については、受託者において用意すること。
- e 架電した対象者からの折り返しの連絡先は、原則受託者とする。
- f 架電実施時間帯、実施曜日等は、企画提案内容に基づき本市と受託者で協議の上決定する。平日夜間、土日等の架電も可とするが、対象者の負担にならないよう配慮すること。
- g 発信番号は本市のホームページに掲載し公表する。また、受診勧奨通知にも発信番号を掲載するなど、対象者が不信感を抱かないよう配慮すること。
- h 業務完了後、各対象者の勧奨結果を提出すること。また、契約期間中に勧奨結果の統計（男女別、年代別の通話状況・受診希望者数・未受診理由等）の報告書を作成すること。

ウ その他の方法による勧奨を実施する場合

文書または電話以外の方法で勧奨を実施する場合は、事前に勧奨方法等の詳細について説明資料を作成・提示の上、本市の承諾を受けたうえで実施する。

(3) 業務実施報告書の作成

勧奨業務完了後、契約期間内に勧奨結果の分析及び効果検証を行い、報告書を作成のうえ、本市に報告すること。

5 本市から提供可能なデータ

本市から提供可能なデータは別表のとおりとする。なお、別表に定めるもの以外で希望するデータがある場合は、別途本市と協議し、提供の可否を決定する。

なお、業務に必要なデータファイルの受け渡しは、一般貨物と区別して扱うことや受取人を個別指定することが可能である追跡可能な郵送サービスなど、十分にセキュリティの確保された運搬方法とし、本市と協議の上決定する。

6 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「善通寺市個人情報の保護に関する法律施行条例」、「個人情報の保護に関する法律」、その他個人情報保護に関する規定を遵守し、適切な管理に努めなければならない。

また、機密情報として扱い、目的外利用、第三者への提供、漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理に必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

7 成果物の帰属

本業務における成果品及び業務上の作成資料等については、すべて本市に帰属するものとする。また、受託者は本市の許可なく、複製、公表または第三者に提供してはならない。

8 その他

- (1) 受託者は、業務が円滑かつ確実に遂行できる体制を構築し、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務遂行にあたり、各業務担当者間の連携を図り、業務に関する指揮監督を行う。また、本市が要請する連絡や協議等には迅速に対応すること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について、本市と密に打合せを実施すること。
- (3) 本市が本業務の実施状況について参照し、調査又は報告を求めた場合は、受託者は速やかに対応すること。
- (4) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。
- (5) 受託者が業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ本市の承諾を得ることとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、別途本市と協議し決定する。

別表（本市から提供可能なデータ）

NO	名称	内容
1	令和6年度受診勧奨用対象者データ	受診券整理番号、氏名、年齢、住所、電話番号、被保険者番号、性別、宛名番号 等
2	特定健診データ管理システム関係データ	国保連「特定健診データ管理システム」で出力可能なファイル。
3	KDB 関連データ	「国保データベースシステム（KDB）」で出力可能なファイル。（レセプト関連等）
4	国保資格喪失者データ（勧奨対象除外用）	被保険者番号、宛名番号等

※ 提供データのファイル形式は、xlsx 形式ないし csv 形式を基本とする。

※ 本市で提供可能なデータは、電子媒体（パスワード付きのハードディスク等）を用いて提供する。

※ その他、本業務に必要と思われるデータで、本市が使用を許諾するデータについては、本市より受注者に提供することとする。